

八戸大学同窓会 会 則

第1章 総則

第1条 本会は、八戸大学同窓会という。

第2条 本会は、八戸大学内に事務局を置き、必要に応じて支部を設置することができる。

第3条 本会は、旧交を温め、八戸大学の発展に寄与することをもってその自主性と公共性を発揮し、本会の振興をはかることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会報および会員名簿などの発行
2. 同窓会の振興充実
3. 組織内の連絡連携
4. 学内外諸団体との連絡連携を深める事項
5. 特別会員の慶弔に関する事項
6. その他必要な事業

第2章 組織

第5条 本会は、正会員、特別会員、準会員をもって組織し、その資格は次の通りとする。

1. 正会員 八戸大学の卒業生
 2. 特別会員 八戸大学の教職員
 3. 準会員 八戸大学の在學生
- 2 八戸大学に在籍したことのある者で役員会の承認を得た者を正会員と認めることができる。

第3章 役員

第6条 本会に、次の役員をおく。

1. 会長 1名
 2. 副会長 若干名
 3. 幹事長 1名
 4. 副幹事長 若干名
 5. 会計監査 2名
 6. 幹事 若干名（常任幹事を含む、幹事は各期1名選出）
 7. 評議員 若干名（各期若干名選出）
- 2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合は役員会において協議決定する。

第7条 会長・副会長は評議員会において選出する。

- 2 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合はこれを代行する。

第8条 幹事長・副幹事長は役員会において選出し、会長が委嘱する。

- 2 幹事長および副幹事長は本会の重要事項にあたる。
- 3 副幹事長のうち1名は、母校教職員をあてることができる。
- 4 幹事及び評議員は各期の卒業生において選出する。常任幹事は幹事の中から会長が指名し、役員会の承認を得る。
- 5 幹事(常任幹事を含む)は本会の会務を分掌し、その任務にあたる。
- 6 評議員は各期の会員への連絡調整にあたる。

第9条 会計監査は評議員会において正会員より選出し、会長が委嘱する。

- 2 会計監査は本会の会計及び財務を監査し、その結果を評議員会に報告する

第4章 顧問

第10条 本会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は役員会の推薦により会長が委嘱し、その任期を付さない。
- 3 顧問は会長の諮問に答え、会議に出席し意見を述べることができる。

第5章 会議

第11条 本会に、評議員会・役員会を置き、会長が召集する。

第12条 評議員会は、本会の最高の議決機関で毎年1回召集する。

- 2 臨時評議員会は、会長が必要と認めたととき、評議員の2分の1以上の請求があったとき召集することができる。
- 第13条 評議員会は、会長・副会長・幹事長・副幹事長・常任幹事・会計監査・幹事・評議員をもって構成し、会務遂行上必要な以下の諸事項について協議決定する。
1. 事業報告並びに決算の承認
 2. 事業計画並びに予算の審議決定
 3. 役員を選出・承認
 4. 会則の変更・承認
 5. その他本会の目的達成に必要な事項
- 第14条 役員会は、必要に応じて開催する。
- 第15条 役員会は、会長・副会長・幹事長・副幹事長・常任幹事・会計監査をもって構成し、次の諸事項について協議決定する。
1. 評議員会の議決事項の執行に関すること
 2. 評議員会に付議すべき事項
 3. その他本会の目的達成に必要な事項
- 2 会務運営上、決定に緊急を要する事項は役員会の決定をもって処理し、次期評議員会の承認を求めるものとする。
- 第16条 本会に必要な場合は、各種の委員会を設けることができる。
- 第17条 本会の会議は、出席者の過半数で決する。但し、欠席者の委任状を認める。

第6章 同窓会大会

- 第18条 会員同士の親睦を深め旧交を温めるために同窓会大会を開催することができる。
- 第19条 同窓会大会は会長がこれを召集する。
- 第20条 同窓会大会は第3条の目的達成のために開催するもので、本会会務運営に対する一切の議決権を持たない。

第7章 会費

- 第21条 本会の会費は終身会費とし、評議員会において定めた金額および方法により準会員時に納入しなければならない。
- 2 必要に応じて寄付を募ることがある。
- 第22条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 事務局

- 第23条 本会の会務を処理するため、事務局を置く。
- 第24条 本会の事務は大学事務局がこれを代行する。
- 第25条 事務局は本会の通常の会務および会計に関する処理を行う。
- 第26条 事務局に事務局長を置き、大学事務局長が本会の事務を統括する。
- 第27条 事務局長の任期は、その在任期間とする。

第9章 会員異動

- 第28条 会員は住所氏名等に異動が生じた時は、直ちに本会事務局に届け出なければならない。

第10章 会則改訂および細則

- 第29条 本会則の変更は役員会において審議決定し、評議員会の承認を必要とする。
- 第30条 本会の会務執行上必要な事項は、別に定める。

- 付 則
1. この会則は、昭和60年4月1日より施行する。
 2. 平成2年10月20日改訂
 3. 平成12年9月30日改訂
 4. 平成22年6月26日改訂
 5. 平成23年7月2日改訂

八戸大学同窓会 役員選出に関する内規

- 第1条 八戸大学同窓会会則第6条に定める各期の幹事・評議員選出については、この内規による。
- 第2条 各期の幹事・評議員の選出にあたっては、準会員期間中に幹事候補者1名、評議員候補者3名を選出する。
- 第3条 各期において選出された幹事および評議員候補者は同窓会役員会の承認を経て幹事および評議員となる。
- 第4条 評議員については、幹事を選出した学部から1名、それ以外の学部から2名選出する。
- 第5条 幹事を選出しない学部の評議員のうち1名を学部幹事とし、学部内の各期の連絡調整にあたる。
- 第6条 欠員(音信不通の場合も含む)が生じた場合は幹事長の指名あるいは各期の幹事・評議員が合議または推薦の上、補充することができる。

- 付 則 1. この内規は平成20年6月14日から施行する。
2. 平成23年6月27日 改訂

八戸大学同窓会南東北支部 規約

- 第1条 (名 称) 本会は、八戸大学同窓会南東北支部と称する。
- 第2条 (目 的) 本会は、会員相互の連絡を図り、親睦を深めるとともに、母校と密接なる連絡を保ち、その発展を図ることを以て目的とする。
- 第3条 (会 員) 本会の会員は、八戸大学の同窓生で、宮城県・山形県・福島県に居住または勤務する者とする。
宮城県・山形県・福島県に居住している母校教職員(旧教職員を含む)を特別会員とすることができる。
- 第4条 (役 員) 本会に、次の役員を置く。
支部長 1名 副支部長 若干名
役員の任期は2年間とする。ただし再選を妨げない。
- 第5条 (会 議) 本会の会議は支部会および役員会とし、支部会は年1回、役員会は支部長が必要と認めたとときに随時開催する。
会議の議決は出席者の過半数を以て決する。
- 第6条 (顧 問) 本会に顧問を置くことができる。顧問は支部長の推薦により支部会で決定する。
- 第7条 (改 廃) 本規約の改廃は、支部会の承認を得なければならない。

- 付 則 この規約は平成23年10月1日より施行する。

八戸大学同窓会岩手・秋田支部 規約

- 第1条 (名 称) 本会は、八戸大学同窓会岩手・秋田支部と称する。
- 第2条 (目 的) 本会は、会員相互の連絡を図り、親睦を深めるとともに、母校と密接なる連絡を保ち、その発展を図ることを以て目的とする。
- 第3条 (会 員) 本会の会員は、八戸大学の同窓生で、岩手県・秋田県に居住または勤務する者とする。
岩手県・秋田県に居住している母校教職員(旧教職員を含む)を特別会員とすることができる。
- 第4条 (役 員) 本会に、次の役員を置く。
支部長 1名 副支部長 若干名
役員の任期は2年間とする。ただし再選を妨げない。
- 第5条 (会 議) 本会の会議は支部会および役員会とし、支部会は年1回、役員会は支部長が必要と認めたとときに随時開催する。
会議の議決は出席者の過半数を以て決する。
- 第6条 (顧 問) 本会に顧問を置くことができる。顧問は支部長の推薦により支部会で決定する。
- 第7条 (改 廃) 本規約の改廃は、支部会の承認を得なければならない。

- 付 則 この規約は平成23年10月8日より施行する。